

昭和三十四年法務省令第二号

供託規則

供託規則を次のように定める。

供託物取扱規則（大正十一年司法省令第一号）の全部を次のように改正する。

目次

第一章

総則（第一条—第十二条）

第二章 供託手続（第十三条—第二十一条の七）

第三章 払渡手続（第二十二条—第三十二条）

第四章 供託金利息及び利札（第三十三条—第三十七条）

第五章 電子情報処理組織による供託等に関する特則（第三十八条—第四十六条）

第六章 雜則（第四十七条—第五十条）

附則 第一章 総則

（趣旨）

第一条 金銭、有価証券及び振替国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる國債をいう。以下同じ。）の供託に関する手続は、別に定める場合のほか、この省令の定めるところによる。

（供託関係帳簿）

第二条 供託所には、現金出納簿のほか、次の各号に掲げる帳簿を備える。

一 供託有価証券受払日計簿
二 供託振替国債受払日計簿
三 金銭供託元帳
四 有価証券供託元帳
五 讓渡通知書等つづり込帳
(供託有価証券受払日計簿等)

第三条 供託所に提出すべき書式、供託振替国債受払日計簿は第一号書式、供託振替しなければならない。

2 供託官は、毎日、供託有価証券又は供託振替国債の受払いを供託有価証券受払日計簿又は供託振替国債受払日計簿に記入しなければならない。

3 供託官は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の定めるところにより、現金出納簿に供託金及び供託法（明治三十二年法律第十五号）第三条（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第四項において準用

する場合を含む。）の規定による利息（以下「供託利息」という。）の出納を記入しなければならない。

（金銭供託元帳等）

第四条 金銭供託元帳、有価証券供託元帳及び振替国債供託元帳は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもつて会計年度ごとに調製しなければならない。

5 供託官は、金銭、有価証券又は振替国債の供託を受理したときは、それぞれ次に掲げる事項を金銭供託元帳、有価証券供託元帳又は振替国債供託元帳に記録しなければならない。

一 受理年月日

二 供託番号

三 供託の種類

四 供託者の氏名又は名称

五 受入年月日

六 供託金額（金銭供託元帳に限る。）

七 供託有価証券の名称、総額面及び枚数（有価証券供託元帳に限る。）

八 供託振替国債の銘柄及び金額（振替国債供託元帳に限る。）

9 供託官は、前項の供託に係る供託物の払渡しを認可したときは、それぞれ次に掲げる事項を金銭供託元帳、有価証券供託元帳又は振替国債供託元帳に記録しなければならない。

一 払渡年月日

二 還付又は取戻しの別

（譲渡通知書等つづり込帳）

10 供託官は、第四十七条の規定により提出された書面、供託物払渡請求権についての譲渡若しくは質権設定の通知書又は供託物払渡請求権に関する仮差押命令書、仮処分命令書、差押命令書、転付命令書若しくは譲渡命令書その他供託物払渡請求権の移転若しくは処分の制限に関する書類を受け取ったときは、これに受付の旨及びその年月日時分を記載し、受付の順序に従つて、譲渡通知書等つづり込帳に編てつしなければならない。

11 供託所には、各用紙に継続の旨を明らかにしなければならない。

12 譲渡通知書等つづり込帳には、第四号書式の目録を付さなければならない。

（記載の文字）

13 ディジタルデータを用いなければならない。ただし、縦

書をするときは、「壱、弐、参、拾」の文字を用いなければならない。

（記載した文字は、改変してはならない。）

14 第一項の書面につき文字の訂正、加入又は削除をするときは、二線を引いてその近接箇所に正書し、その字数を欄外に記載して押印し、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならぬ。ただし、供託官は、欄外記載及び押印に代え、訂正、加入又は削除をした文字の前後に括弧を付し、これに押印することもできる。

15 供託官以外の者が、供託書、供託通知書、代供託請求書、附属供託請求書、第二十二条第二項ただし書若しくは第三十五条第二項ただし書の規定により押印することを要しない書面又は第二十六条第四項（第二十二条の三第三項、第二十二条第六第二項、第三十五条第四項、第四十二条第三項、第四十八条第三項又は第四十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により押印することを要しない書面につき文字の訂正、加入又は削除をするときは、前項本規定にかかわらず、これらの書面に押印することを要しない。

16 供託書、供託通知書、代供託請求書、附属供託請求書、供託有価証券払渡請求書又は供託有価証券利札請求書に記載した供託金額、有価証券の枚数及び総額面又は請求利札の枚数については、訂正、加入又は削除をしてはならない。

17 供託書、供託通知書、代供託請求書、附属供託請求書に記載した供託金額、有価証券の枚数及び総額面又は請求利札の枚数については、訂正、加入又は削除をしてはならない。

18 委任による代理人によつて供託書、代供託請求書又は附属供託請求書に添付した書類の還付を請求する場合には、代理人の権限を証する書類を提示しなければならない。

19 委任による代理人によつて供託物保管替請求書、供託物払渡請求書、供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書に添付した書類の還付を請求する場合には、請求書に代理人の権限を証する書類を添付しなければならない。この場合は、第十五条の規定を準用する。

20 供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書及び附属供託請求書並びに添付書類を除く。）が一枚以上にわたるときは、作成者は、各用紙に総枚数及び当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。

21 第十条 供託官は、供託に関する書類（磁気ディスクをもつて調製した記録及び電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を含む。次条及び第十二条において準用する場合を含む。）の副本ファイ

（保存期間）

（資格証明書等の有効期間）

22 第九条 供託所に提出又は提示すべき登記事項証明書（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十条）の規定による登記事項証明書）

23 おいて準用する場合を含む。）の副本ファイ

第一項の保管替えをした年度の翌年度から十年
二 支払委託書 最終の払渡しをした年度の翌年度から十年
三 供託書及びその添付書類 供託を受理した年度から十年
四 代供託請求書書副本及び代供託請求書の添付書類並びに附属供託請求書副本及び附属供託の請求書の添付書類代供託又は附属供託の請求を受理した年度の翌年度から十年
五 供託物払渡請求書(第四十三条第二項又は第四十四条第二項に規定する申請書情報の内容を用紙に出力したもの)及びその添付書類、供託物保管替請求書及びその添付書類、第五条に掲げる書類、払渡し又は振替をした年度の翌年度から十年
六 供託金利請求書(第四十三条第二項に規定する申請書情報の内容を用紙に出力したもの)及びその添付書類、供託物保管替請求書及びその添付書類、供託有価証券利払請求書及びその添付書類、払渡しをした年度の翌年度から五年
七 供託有価証券受払日計算簿、供託振替国債受払日計算簿、金銭供託元帳、有価証券供託元帳、振替国債供託元帳、最終の記載をした年度の翌年度から十年
八 第二十二条の二第一項の書面 当該書面の提出を受けた年度の翌年度から十年
九 第二十二条の二第四項の書面 当該書面の作成をした年度の翌年度から十年
十 第十三条の三第一項に規定する電磁的記録媒体 受理の日から一年
前項の書類又は帳簿は、保存期間の満了した後でも、保存を必要とする特別の事由があるときは、その事由のある間保存しなければならない。
(書類廃棄手続)

第十二条 供託所において保存期間の満了した書類又は帳簿を廃棄しようとするときは、その目録を作り、法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。
(未完結書類の持出禁止)

第十三条 金銭又は有価証券の供託をしようとする者は、供託の種類に従い、第一号から第十一号までの規定による手続をとらなければならぬ。

2 号までの様式による供託書を供託所に提出しなければならない。

一 供託者の氏名及び住所、供託者が法人であるときは又は法人でない社団若しくは財団であつて、代表者若しくは管理人の定めのあるものであるときは、その名称、主たる事務所及び代表者又は管理人の氏名

二 代理人により供託する場合には、代理人の氏名及び住所、ただし、公務員がその職務上するときは、その官公職、氏名及び所属官公署の名称

三 供託金の額又は供託有価証券の名称、総額面、券面額（券面額のない有価証券についてはその旨）、回記号、番号、枚数並びに附属利賦札及びその最終の渡期

四 供託の原因たる事実

五 供託を義務付け又は許容した法令の条項

六 供託物の還付を請求し得べき者（以下「被供託者」という。）を特定することができるときは、その者の氏名及び住所、その者が法人又は法人でない社団若しくは財団であるときは、その名称及び主たる事務所

七 供託により質権又は抵当権が消滅するときは、その質権又は抵当権の表示

八 反対給付を受けることを要するときは、その反対給付の内容

九 供託物の還付又は取戻しについて官庁の承認、確認又は証明等を要するときは、当該官庁の名称及び事件の特定に必要な事項

十 裁判上の手続に関する供託については、当該裁判所の名称、件名及び事件番号

十一 供託所の表示

十二 供託申請年月日

十三 振替国債の供託をしようとする者は、供託の種類に従い、第五号から第九号まで、第十一号及び第十二号の様式による供託書を供託所に提出しなければならない。

十四 第二項の規定は、前項の供託書について準用する。この場合において、第二項第三号中「供託金の額又は供託有価証券の名称、総額面、券面額（券面額のない有価証券についてはその旨）、回記号、番号、枚数並びに附属利賦札及びその最終の渡期」とあるのは、「供託振替国債の銘柄、金額、利息の支払期及び元本の償還期限」と読み替えるものとする。

5 供託書が一枚以上にわたるときは、作成者は、当該供託書の所定の欄に総枚数及び当該供託書が何枚目であるかを記載しなければならない。

(供託書正本の調製等)

第十三条の二 供託官は、供託書の提出があつたときは、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 第五号から第十八号の五までの書式に準じて供託書正本を調製すること。

二 当該供託書に記載された事項を磁気ディスクをもつて調製する副本ファイルに記録すること。

(電磁的記録媒体の添付)

第十三条の三 供託をしようとする者は、第十三条第二項各号（第二号、第五号、第九号、第十一号及び第十二号を除き、同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式にて、当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる。この場合には、二枚以上にわたる供託書を提出することができない。

前項に規定する電磁的記録媒体は、法務大臣の指定する構造のものでなければならぬ。

前二項の指定は、告示してしなければならない。

(供託カード)

第十三条の四 賃料、給料その他の継続的給付に係る金銭の供託をするために供託書を提出する者は、供託カードの交付の申出をすることができる。ただし、前条第一項に規定する場合は、この限りでない。

前項の申出があつた場合には、供託官は、当該供託を受理することができないときを除き、供託カードを作成して、申出をした者に交付しなければならない。

前項の供託カードには、供託カードである旨及び供託カード番号を記載しなければならない。

供託カードの交付を受けた者が、当該供託カードを提示して、当該継続的給付について供託書をしようとするときは、第十三条第二項の規定にかかわらず、供託書には、次の各号に掲げる事項を記載すれば足りる。

一 供託カード番号

二 供託者の氏名又は名称

三 第十三条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項（代理人の住所を除く。）

四 供託カードの交付の申出をした際に供託書に記載した事項と同一でない事項

前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 最後に同項の規定による供託をした日から二年を経過したとき。

二 第十三条第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたとき。

（資格証明書の提示等）

第十四条 登記された法人が供託しようとするときは、代表者の資格を証する登記事項証明書を提示しなければならない。この場合においては、その記載された代表者の資格につき登記官の確認を受けた供託書を提出して、代表者の資格を証する登記事項証明書の提示に代えることができる。

2 前項の法人以外の法人が供託しようとするときは、代表者の資格を証する書面を供託書に添付しなければならない。

3 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めのあるものが供託しようとするときは、当該社団又は財団の定款又は寄附行為及び代表者又は管理人の資格を証する書面を供託書に添付しなければならない。

4 代理人によつて供託しようとする場合には、代理人の権限を証する書面（当該代理人が法人である場合における当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書及び支配人その他登記のある代理人によつて供託しようとする場合における当該支配人その他登記のある代理人の権限を証する登記事項証明書を含む。以下同じ。）を提示しなければならない。この場合には、第一項後段の規定を準用する。

（供託振替国債に関する資料の提供）

第十四条の一 供託者が振替国債を供託しようとするときは、一個の供託書に内期及び償還期限を確認するために必要な資料を一通を添付すれば足りる。この場合には、他の供託書にその旨を記載しなければならない。

（添付書類の省略）

第十五条 同一の供託所に対して同時に数個の供託をする場合において、供託書の添付書類内容の同一のものがあるときは、一個の供託書に内一通を添付すれば足りる。この場合には、他の供託書にその旨を記載しなければならない。

6 第十三條の二 第二号の規定は、供託所に第一項の規定による正副二通の代供託請求書又は附属供託請求書の提出があつた場合に準用する。
5 第十四条及び第十五条の規定は、第一項の場合に準用する。

第二十一条の二 供託所に対し供託振替国債の元本の償還又は利息の支払をしようとする者は、附次に掲げる事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができる方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。（）を供託所に提出し、又は送信しなければならない。

1 供託番号
2 供託振替国債の銘柄
3 債還金又は利息（以下「債還金等」といいう。）の支払をしようとする年月日
4 債還金等の金額
5 債還金又は利息の別

2 供託官は、前項の書面又は電磁的記録の提出又は送信を受けた場合において、当該債還金等の供託を受理することができないと認めるときは、当該支払をしようとする者にその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた者は、第一項の支払をすることができない。

4 供託官は、第一項の電磁的記録の送信を受けたときは、これに代わるものとして保存すべき書面を作成しなければならない。
(保管替え)

第二十二条の三 法令の規定により供託金の保管替えを請求しようとする者は、第二十四号書式による供託金保管替請求書一通に、供託書正原本を添付して、これを当該供託金を供託している供託所に提出しなければならない。

2 数回にわたつて供託されている供託金については、一括して保管替えを請求することができるので請求に準用する。

3 第二十六条及び第二十七条の規定は、第一項

書正本とともに保管替えを受ける供託所に送付し、当該保管替えに関する事項を副本ファイルに記録し、かつ、財務大臣の定める保管金払込事務等の取扱いに関する規定に従い、国庫金振託元帳に保管替えをした旨を記録しなければならない。

2 供託官は、前項の手続をしたときは、金銭供託の手続をしなければならない。

3 供託官は、第一項の手続をしたときは、保管替えを受ける供託所に対し、保管替えを受けた供託に関する事項を副本ファイルに記録するために必要な情報を送信しなければならない。

第二十一条の五 第一条第一項の規定による書類の送付を受けた供託所の供託官は、供託書正本に新たに供託番号を記載し、従前の供託番号を朱抹し、かつ、金銭供託元帳に保管替えを受けた旨を記録しなければならない。

2 前条第三項の規定による情報の送信を受けた供託所の供託官は、副本ファイルに保管替えを受けた供託に関する事項を記録しなければならない。

3 日本銀行から国庫金振替済の通知を受けたときは、供託官は、供託書正本に保管替えの旨を記載して記名押印し、これを保管替えの請求をした者に交付しなければならない。

第二十一条の六 第二十一条の三第一項及び第二項並びに前二条の規定は、供託振替国債の保管替えについて準用する。この場合において、第二十一条の三第一項中「第二十四号書式」とあるのは「第二十四号の二書式」と、前条第三項中「国庫金振替済」とあるのは「供託振替国債に係る増額の記載又は記録がされた旨」と読み替えるものとする。

2 第二十六条及び第二十七条の規定は、前項において準用する第二十一条の三第一項の請求について準用する。
(却下決定)

2 の種類に従い、第二十五号から第二十六号の二までの書式による供託物払渡請求書(供託物が有価証券又は振替国債であるときは請求書二通)を提出しなければならない。

一 前項の請求書には次の事項を記載し、請求者が記名押印しなければならない。ただし、委任による代理人が同項の請求書(第二十六号書式による供託物払渡請求書を除く。)に記名したときは、当該請求書に押印することを要しない。

二 供託番号

三 一 払渡しを請求する供託金の額、供託有価証券の名称、総額面、券面額(券面額のない有価証券についてはその旨)、回記号、番号及び枚数又は供託振替国債の銘柄及び金額(国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第三条第一項に規定する最低額面金額の整数倍の金額に限る。)

四 払渡請求の事由
一 還付又は取戻しの別

五 隔地払の方法(供託所の保管金取扱店である日本銀行所在地外の日本銀行その他供託官の定める銀行において供託金の払渡しをする方法をいう。)又は預貯金振込みの方法(日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の当該請求者又はその代理人の預金又は貯金に振り込む方法をいう。第四十三条第一項において同じ。)により供託金の払渡しを受けようとするときは、その旨

六 国庫金振替の方法により供託金の払渡しを受けようとするときは、その旨

七 供託振替国債の払渡しを受けようとするときは、
一 請求者の口座

八 請求者の氏名及び住所、請求者が法人であるときは又は法人でない社団若しくは財團であつて、代表者若しくは管理人の定めのあるものであるときは、その名称、主たる事務所及び代表者又は管理人の氏名

九 請求者が供託者又は被供託者の権利の承継人であるときは、その旨

十 代理人により請求する場合には、代理人の氏名及び住所、ただし、公務員がその職務上するときは、その官公職、氏名及び所属官公署の名称

十一 供託所の表示

十二 払渡請求の年月日

(供託物払渡しの一括請求)
第二十三条 同一人が数個の供託について同時に供託物の還付を受け、又は取戻しをしようとする場合において、払渡請求の事由が同一であるときは、一括してその請求をすることができる。

(供託振替国債の払渡請求の特則)
第二十三条の二 供託振替国債について、その償還期限の三日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない。

供託振替国債を取り扱う社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）の振替業の休日及び行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日は、前項の期間に算入しない。

（還付請求の添付書類）

第二十四条 供託物の還付を受けようとする者は、供託物払渡請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 還付を受ける権利を有することを証する書面。ただし、副本ファイルの記録により、還付を受ける権利を有することが明らかである場合を除く。

二 反対給付をしなければならないときは、供託法第十条の規定による証明書類。

前項の規定により供託物払渡請求書に利害關係人の承諾書を添付する場合には、同項に規定する者は、当該承諾書の作成前三月以内又はその作成後に作成された次に掲げる書面を併せて添付しなければならない。

一 当該承諾書に押された印鑑につき市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十一条第一項において同じ。）又は登記所の作成した証明書

二 登記された法人が利害関係人となるときは、代表者の資格を証する登記事項証明書

三 前号の法人以外の法人が利害関係人となるときは、代表者の資格を証する書面

四 法人でない社団又は財团であつて代表者又は管理人の定めのあるものが利害関係人となるときは、代表者又は管理人の資格を証する書面

(取戻請求の添付書類)
第二十五条 供託物の取戻請求は、其を切ら度請求書

は、依託物拵済請求書に取戻しをする権利を有する
ことを証する書面を添付しなければならない
。ただし、副本ファイルの記録により、取戻
しをする権利を有することが明らかである場合
は、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項本文の場合について準用する。
(印鑑証明書の添付等)

第二十六条 供託物の拵

託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき市町村長又は登記所の作成した証明書を供託物払渡請求書に添付しなければならない。ただし、供託所が法務大臣が指定した法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所である場合を除き、その印鑑につき登記官の確認があるときは、この限りでない。

2 法定代理人、支配人その他登記のある代理人、法人若しくは法人でない社団若しくは財團の代表者若しくは管理人又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）による管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）による承認管財人若しくは保全管理人が、本人、法人、法人でない社団若しくは財團又は再生債務者、株式会社、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第二項に規定する協同組織金融機関、相互会社若しくは債務者のために供託物の払渡しを請求する場合には、前項の規定は、その法定代理人、支配人その他登記のある代理人、代表者若しくは管理人又は管財人、承認管財人若しくは保全管理人について適用する。

3 前二項の規定は、次の場合には適用しない。
一 払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法

律第二十七号) 第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。) 在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第十九条の三に規定する在留カードをいう。) その他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの(氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。) であつて、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したとき。

三 供託物の取戻しを請求する場合において、第十四条第四項前段の規定により供託官に提示した委任による代理人の権限を証する書面で請求者又は前項に掲げる者が供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押した印鑑と同一の印鑑を押したものを供託物払渡請求書に添付したとき。

四 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書(当該請求書に委任による代理人の預金又は貯金に振り込む方法による旨の記載がある場合を除く。次号において同じ。) に添付したとき。

五 前号に規定する者が供託金の払渡しを請求する場合(その額が十万円未満である場合に限る。)において、第三十条第一項に規定する証明書を供託物払渡請求書に添付したとき。

六 裁判所によつて選任された者がその職務として供託物の払渡しを請求する場合において、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき裁判所書記官が作成した証明書を供託物払渡請求書に添付したとき。

七 第二十二条第二項本文の規定にかかわらず、請求者又は第二項に掲げる者は、前項第二号、第四号又は第五号に掲げる場合には、供託物払渡請求書(第二十六号書式による供託物払渡請求書を除く。)に押印することを要しない。
(代理権限を証する書面の添付等)

2 第二十九条 供託官は、供託金の払渡しの請求を理由があると認めるときは、供託物払渡請求書に記載して押印しなければならない。この場合には、供託官は、請求者をして当該請求書に受領を証させ、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い小切手を振り出して、請求者に交付しなければならない。

2 供託物払渡請求書に第二十二条第二項第五号の記載があるときは、供託官は、前項後段の手続に代えて、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い日本銀行に供託金の払戻しをさせるための手続をし、請求者又はその代理人に当該手続をした旨を通知しなければならない。

3 供託物払渡請求書に第二十二条第二項第六号の記載があるときは、供託官は、第一項後段の手続に代えて、財務大臣の定める国庫内の移換のための払渡しに関する規定に従い、国庫金振替の手続をしなければならない。

第二十九条 供託官は、供託有価証券の払渡しの請求を理由があると認めるときは、供託物払渡請求書に記載して押印しなければならない。この場合には、供託官は、請求者をして当該手続をした旨を通知しなければならない。

2 供託官は、供託有価証券の払渡しの請求を理由があると認めるときは、供託物払渡請求書に記載して押印しなければならない。

2 第三十条 配当その他の官庁又は公署の決定によつて供託物の払渡しをすべき場合には、当該官庁又は公署は、供託物の種類に従い、供託所に第二十七号から第二十八号の二までの書式の支払委託書を送付し、払渡しを受けるべき者に第十九号書式の証明書を交付しなければならぬ。

(配当等の場合の特則)

<p>第三十二条 削除 (却下決定)</p> <p>第三十三条 第二十二条の七の規定は、第二十二条第一項の請求を理由がないと認める場合について準用する。</p> <p>第四章 供託金利息及び利札</p> <p>(供託金利息)</p> <p>第三十四条 供託金利息は、一年について○・○一二パーセントとする。</p> <p>○ 供託金利息は、供託金受入れの月及び払渡しの月については付さない。供託金の全額が一円未満であるとき、又は供託金に一万円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額に対しても同様とする。 (供託金利息の払渡し)</p> <p>第三十五条 供託金利息は、元金と同時に払い渡すものとする。ただし、元金の受取人と供託金利息の受取人との異なる等元金と同時に払い渡すことができないときは、元金を払い渡した後に払い渡すものとする。</p> <p>○ 保証として金銭を供託した場合には、前項の規定にかかわらず、毎年、供託した月に応当する月の末日後に、同日までの供託金利息を払い渡すことができる。</p> <p>○ 前項第一項ただし書又は第二項の規定により供託金利息のみの払渡しを受けようとする者は、第三十号書式による供託金利息請求書を供託所に提出しなければならない。</p> <p>○ 前項の請求書には次の事項を記載し、請求者は又はその代表者若しくは代理人若しくは代理人が記名押印しなければならない。ただし、委任による代理人が同項の請求書に記名したときは、当該請求書に押印することを要しない。</p> <p>○ 第二十二条第二項第一号、第五号、第六号、第八号から第十二号までに掲げる事項</p> <p>二 供託金額</p> <p>○ 第一項の請求書には払渡しを受ける権利を有することを証する書面を添付しなければならない。ただし、副本ファイルの記録により、払渡しを受ける権利を有することが明らかである場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項に規定する場合において、同項の支払委託書の記載から供託物の払渡しを受けるべき者であることが明らかとならないときは、供託物の払渡しを受けるべき者は、供託物払渡請求書に同項の証明書を添付しなければならない。</p>
---	---

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年二月一日法務省令第二四号）

1 この省令は、昭和五十三年三月一日から施行する。

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この省令による改正前の書式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則（昭和五五年九月六日法務省令第六〇号）

この省令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五六六年三月一三日法務省令第一二号）

1 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 この省令による改正前の書式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成六年三月一日法務省令第八号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月一日法務省令第九号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年四月八日法務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年一〇月一日法務省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年二月二七日法務省令第八号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一月二六日法務省令第五〇号）

1 この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

2 この省令による改正前の書式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 第二則 (平成一二年三月二〇日法務省令)
(施行期日) 第二条 (経過措置)
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
従前の例によることとされた和議事件に係る登記については、なお從前の例による。

附 則 (平成一二年九月一八日法務省令第三五号)
この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月一六日法務省令第二七号)
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月一四日法務省令第七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年二月二八日法務省令第二二号)
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月六日法務省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月二日法務省令第四四号)
この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日法務省令第二〇号)抄
(施行期日)
1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
(供託規則の一部改正に伴う経過措置)
2 この省令による改正前の供託規則の規定に基づく様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則 (平成一五年八月五日法務省令第六〇号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

第二条 指定供託所の供託官がこの省令による改正後の供託規則（以下「新規則」という。）第十二条第二項の指定前に受理した供託に係る供託書副本については、なお従前の例による。

2 指定供託所の供託官は、新規則第十三条の五第一項に規定する副本ファイルに、前項に規定する供託書副本の内容を転写することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、副本ファイルに転写された内容を同条第二項の規定によりされた記録とみなして、新規則第十条、第二十一条の四から第二十二条の六まで、第二十四条、第二十五条及び第三十九条の規定を適用し、これらの規定中供託書副本に関する部分は、適用しない。

3 第一項に規定する供託書副本は、前項前段の規定による転写をした日から一年間保存しなければならない。

4 前三项の規定は、代供託請求書副本及び附属供託請求書副本に準用する。この場合において、第二項中「同条第二項」とあるのは、「新規則第二十一条第六項において準用する新規則第十三条の五第二項」と読み替えるものとする。

第三条 削除
(書式等の用紙の使用に関する経過措置)

第四条 この省令による改正前の書式又は様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則 (平成一七年二月四日法務省令第二二二号)
(施行期日)
(**払渡手続に関する経過措置**)

第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

第二条 この省令の施行前に供託物（供託金利息及び利札を含む。）の払渡しの請求があつた場合における払渡しの手続については、財務大臣の定める手続に係る部分を除き、なお従前の例による。

(書式等の用紙の使用に関する経過措置)

第三条 この省令による改正前の書式又は様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。この場合において、第一号様式、第四号様式及び第七号様式の被供託者の住所氏名欄中「被供託者に通知する」とあるのは、「供託通知書の発送を請求する」と読み替えるものとする。

附 則（平成一七年五月二七日法務省令第七号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年一月一七日法務省令第三号）
この省令は、平成十八年一月二十日から施行する。
附 則（平成二〇年一月二三日法務省令第三号）
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十年一月二十五日から施行する。
(供託書副本等に関する経過措置)
第二条 この省令の施行前に受理した供託に係る供託書副本については、なお従前の例による。
供託官は、前項に規定する供託であつてこの省令による改正前の供託規則第二条第二項に規定する供託所以外の供託所の供託官が受理したものに係る供託書副本の内容を、この省令による改正後の供託規則（以下「新規則」という。）第十三条の二第一号の副本ファイルに転写することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、副本ファイルに転写された内容を同号の規定によりされた記録とみなして、新規則第十条、第二十一条の四から第二十一条の六まで、第二十四条、第二十五条及び第四十八条の規定を適用する。
第三条 前項前段に規定する供託書副本は、同項前段の規定による転写をした日から一年間保存しなければならない。
第四条 前三项の規定は、代供託請求書副本及び附属供託請求書副本について準用する。この場合において、第二項中「同号」とあるのは、「新規則第二十二条第六項において準用する新規則第十三条の二第二号」と読み替えるものとする。
(書式等の用紙の使用に関する経過措置)
第三条 この省令による改正前の書式又は様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。
附 則（平成二二年一二月七日法務省令第三七号）
この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この省令は、平成二十四年一月十日から施行する。

附 則 (平成二十三年一二月二六日法務省令第四号) **抄**

(施行期日)
この省令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。

(第三条の規定による戸籍法施行規則の一部改正等に伴う経過措置)

第二十四条 第三条、第四条及び第七条から第十一条までの規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

2 略
二 供託規則第二十六条第三項第二号
前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

附 則 (平成二十六年四月一四日法務省令第十七号)

この省令は、平成二十六年六月二日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二一日法務省令第七号)

(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、保管替えにおいて使用した磁気ディスクの保存に関する経過措置

第二条 この省令による改正前の供託規則第十条による。この省令による改正前の供託規則第十条第一項第三号の規定により保存されている磁気ディスクの保存期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年一〇月九日法務省令第四八号) **抄**

(施行期日)
この省令は、平成二十七年十月十三日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月四日法務省令第五一号)

(施行期日)
この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

(経過措置)
第二条 次に掲げる省令の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法整備法」という。)第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)以下「旧住民基本台帳法」という。)

第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令(平成二十七年総務省令第七十六号)第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)以下「旧住民基本台帳法施行規則」といいう。)別記様式第二の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本第七項に規定する個人番号カードとみなす。

二 第二条の規定による改正後の供託規則第二十六条第三項第二号

1 (書式等の用紙の使用に関する経過措置)
この省令による改正前の書式又は様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

2 (施行期日)
この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二八日法務省令第一号)

(施行期日)
この省令は、平成三十一年三月二十九日から施行する。

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月一六日法務省令第三号)

(施行期日)
この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二十五日法務省令第一号)

(施行期日)
この省令は、平成三十一年三月二十九日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日法務省令第一号)

(施行期日)
この省令は、令和元年六月二八日から施行する。

この省令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年九月一七日法務省令第三号)

(施行期日)
この省令による改正前の書式又は様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則 (令和元年一二月一三日法務省令第三号)

(施行期日)
この省令による改正前の書式又は様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則 (令和二年三月六日法務省令第三号)

(施行期日)
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

第一号書式（第3条第1項関係）

第一号の一書式（第3条第1項関係）

第二号書式及び第三号書式 削除
第四号書式（第5条第2項関係）

第五号書式（第16条の2第1項関係）地代・家賃弁済金銭供託の供託書正本

第六号書式（第16条の2第1項関係）地代・家賃弁済金銭供託の供託書副本

第七号書式（第16条の2第1項関係）裁判上の
保証及び仮差押・仮処分解放金の金銭供託の供託
書正本

第八号書式（第16条の2第1項関係） 裁判上の
保証及び仮差押・仮処分解放金の金銭供託の供託
書副本

**第九号書式（第16条の2第1項関係） 営業保証
金の金銭供託の供託書正本**

**第十号書式（第16条の2第1項関係） 営業保証
金の金銭供託の供託書副本**

第十一号書式（第16条の2第1項関係）その他の
の金銭供託の供託書正本

**第十二号書式（第16条の2第1項関係）その他の
金銭供託の供託書副本**

第十三号書式（第16条の2第1項関係）裁判上の保証のための有価証券供託の供託書正本

第十四号書式（第16条の2第1項関係）裁判上の保証のための有価証券供託の供託書副本

第十五号書式（第16条の2第1項関係） 営業保証のための有価証券供託の供託書正本

**第十六号書式（第16条の2第1項関係） 営業
証のための有価証券供託の供託書副本**

**第十七号書式（第16条の2第1項関係）その他
の有価証券供託の供託書正本**

**第十八号書式（第16条の2第1項関係）その他
の有価証券供託の供託書副本**

第十八号の二書式（第13条の2第1号関係）裁
判上の保証のための振替国債供託の供託書正本

第十八号の三書式（第一十三条の2第1号関係）當業保証のための振替国債供託の供託書正本

第十八号の四書式（第13条の2 第1号関係）そ
の他の振替国債供託の供託書正本

第十八号の五書式（第13条の2第1号関係）継
続用紙・供託振替国債

第十九号書式（第16条関係）地代・家賃弁済金
錢供託の供託通知書

第二十号書式（第16条関係）その他の金銭供託の供託通知書

第二十一号書式（第16条関係）その他の有価証券供託の供託通知書

第二十二号書式（第21条第1項関係）代供託・附属供託請求書正本

第二十三号書式（第21条第1項関係）代供託・附属供託請求書副本

第二十四号書式（第21条の3第1項関係）

第二十一号書式（第16条関係）その他の有価証券供託の供託通知書

送付先会社名	送付年月日	受付年月日	調査年月日	照合年月日	送付年月日	元帳年月日
代表者名	代表者等の住所	代表者名	監理番号	監理番号	監理番号	監理番号
(会社法人等番号(社番)) (代理人に記入する場合は、代理人の住所を記載します。)						
備考						
参考 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4号とする。						

第二十二号書式（第21条第1項関係）代供託・附属供託請求書正本

送付先会社名	送付年月日	受付年月日	調査年月日	照合年月日	送付年月日	元帳年月日
代表者名	代表者等の住所	代表者名	監理番号	監理番号	監理番号	監理番号
(会社法人等番号(社番)) (代理人に記入する場合は、代理人の住所を記載します。)						
備考						
参考 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4号とする。						

第二十三号書式（第21条第1項関係）代供託・附属供託請求書副本

送付先会社名	送付年月日	受付年月日	調査年月日	照合年月日	送付年月日	元帳年月日
代表者名	代表者等の住所	代表者名	監理番号	監理番号	監理番号	監理番号
(会社法人等番号(社番)) (代理人に記入する場合は、代理人の住所を記載します。)						
備考						
参考 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4号とする。						

第二十四号書式（第21条の3第1項関係）供託金保管登記書

供託金保管登記書	印押	受付年月日	調査年月日	照合年月日	送付年月日	元帳年月日
送付年月日	受付番号	監理番号	監理番号	監理番号	監理番号	監理番号
代表者名	監理番号	監理番号	監理番号	監理番号	監理番号	監理番号
代表者等の住所	代表者名	監理番号	監理番号	監理番号	監理番号	監理番号
(会社法人等番号(社番)) (代理人に記入する場合は、代理人の住所を記載します。)						
備考						
参考 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4号とする。						

第二十号の二書式（第21条の6第1項関係） 供託・振替・国債・保管・質・請求・手書

供託新規開設請求書		保付印	受付	調査	照合	交付	元帳
請求年月日	年月日	受付番号	第号	年月日	年月日	年月日	年月日
供託所の表示		整理番号		認可番号			
調査者等の住所		申合意条項					
(会社法人等番号(任意)) (代理人による請求のときは、代理人の住所名も記載します。)		供託番号		年度別		年	
供託金額		供託新規開設の金額				円	
備考		保管替えを受ける供託所の表示					
		保管替えの事由					
上記新規開設用紙を保管する。 年月日 法務局 供託官							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4面4巻とする。

第二十五号書式（第22条第1項関係） 供託・金・払・渡・請・手・書

供託金払渡請求書		保付印	受付	調査	照合	交付	元帳
請求年月日	年月日	受付番号	第号	年月日	年月日	年月日	年月日
供託所の表示		整理番号		認可番号			
調査者等の住所		運行		1.供託受取 2.振替実行		3.	
(会社法人等番号(任意)) (代理人による請求のときは、代理人の住所名も記載します。)		運送料		1.供託不承認 2.供託開田酒類		3.	
供託番号		預金		3.預金払込		銀行	
元本金額		利息付与期間		預貯金の種別		定期預金	
年次金第号	年月日	年月日	から	年月日	から	年月日	年月日
年次金第号	年月日	年月日	から	年月日	から	年月日	年月日
年次金第号	年月日	年月日	から	年月日	から	年月日	年月日
年次金第号	年月日	年月日	から	年月日	から	年月日	年月日
年次金第号	年月日	年月日	から	年月日	から	年月日	年月日
合計額	千百十 万 千 円 元	利 息 付 与 期 間		利息金額		利息	
上記金額を受取した。 受取人氏名 年月日							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4面4巻とする。

第二十六号書式（第22条第1項関係） 供託・有価証券・払・渡・請・手・書

供託新規開設請求書		保付印	受付	調査	照合	交付	元帳
請求年月日	年月日	受付番号	第号	年月日	年月日	年月日	年月日
供託所の表示		運行		1.供託受取 2.振替実行		3.	
調査者等の住所		運送料		1.供託不承認 2.供託開田酒類		3.	
(会社法人等番号(任意)) (代理人による請求のときは、代理人の住所名も記載します。)		預金		3.預金払込		銀行	
供託番号		名 称		預貯金の種別		定期預金	
年度別第号	年月日	年月日	から	年月日	から	年月日	年月日
年度別第号	年月日	年月日	から	年月日	から	年月日	年月日
年度別第号	年月日	年月日	から	年月日	から	年月日	年月日
合計	千百十 万 千 円 元	利 息 付 与 期 間		利息金額		利息	
上記払込しを認可する。 供託所の認可した払込請求書一通を受領した。 又は 上記の請求書を受領した。 年月日 受取人氏名 ④ (代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名) /							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4面4巻とする。

第二十七号の二書式（第22条第1項関係） 供託・振替・国債・払・渡・請・手・書

供託新規開設請求書		保付印	受付	調査	照合	交付	元帳
請求年月日	年月日	受付番号	第号	年月日	年月日	年月日	年月日
供託所の表示		運行		1. 保付実行		3.	
調査者等の住所		運送料		1. 保付不承認 2. 供託開田酒類		3.	
(会社法人等番号(任意)) (代理人による請求のときは、代理人の住所名も記載します。)		預金		3. 預金払込		銀行	
供託番号		名 称		預貯金の種別		定期預金	
年度別第号	年月日	年月日	から	年月日	から	年月日	年月日
年度別第号	年月日	年月日	から	年月日	から	年月日	年月日
年度別第号	年月日	年月日	から	年月日	から	年月日	年月日
合計	千百十 万 千 円 元	利 息 付 与 期 間		利息金額		利息	
上記払込しを認可する。 年月日 受取人氏名 ④ (代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名) /							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4面4巻とする。

第二十七号書式（第30条第1項関係）支払委託書

第二十八号書式（第30条第1項関係）支払委託書

委託書 第二十八号の二書式（第30条第1項関係）支

第二十九号書式（第30条第1項関係）

第二十九書類(郵便手帳・電話簿) 手帳登記用		(郵便手帳の登記)
文 長 市 花 神		
姓 手 号	年令会員	
姓 手 号		
登記を受ける者		登記者の受け取る登記券及び料金
氏 名 年 齢	所 決	姓 名 町 里
<hr/> <hr/> <hr/>		
小字面により、		
上記のとおり記入しを要するので、委託をなす。		
年 月 日		
官吏又は公事		
捺印		

第二十八次書式(新規博士・碩士院) 文部省令第15号(昭和6年6月1日)	
文 長 異 手 書	
内 国 号	年度記載 号
内国年號等の記載を希望する場合は、内国及び外國選択欄に記入せよ。	
託送を受ける者 <small>左の連名を記入し内国年號等の記入欄に記入せよ。</small>	
氏 名 氏	姓 姓名記入欄 氏姓 氏姓國籍記入欄
<small>上記の如きは記入を要するので、筆書きする。</small> 年 月 日 送信地 地中 <small>筆書きにより、 官署又は公室 ◎</small>	
傳書 本件の記載として、「内国」又は「外國」の旨を明確に記入せよ。 もとより。	

文部省長書	
件名番号	年度機関 内閣総理大臣の 御印及び年報
支拂い受けたと同封箋署名 の事由により、 上記のとおり廃止しを必要とするので、承認する。 年月日 官署又は公私 送致者	

第二十九号書式 [第38号] 延長券 (第38号) - 6)	
延 長 券	
児童、人名、住所	
改 正 券 号	年月日(西暦) 算 号
払戻しを受けるべき券及び換金の券。料金を算出証 及び往復切符又は往復切替券の裏面	
上記のとおり取扱する。	
年 月 日	
室井又以公	

第三十号書式（第35条第1項関係）

第三十一号書式（第36条第1項関係）

供託金利証請求書		供託金利証請求書	
請求年月日	年月日	受付番号	調査
供託所の表示	支付	期合	交付
調査番号	年月日	期合番号	元
代理人の印	代理人の印	代理人の印	代理人の印
(会社法人等番号(任意))			
(代理人に上記請求のときは、代贈人の住所名も記載します。)			
供託番号	元 本 金額	利息を付す期間	利息金額
年度金額	円	年月から年月	円
年度金額	年月	年月	
年度金額	年月	年月	
年度金額	年月	年月	
		計	円
上記供託金利息を受取した。 受取人氏名			
(代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名印)			

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4用紙とする。

第三十二号書式（第42条第2項関係）

供託有価証券利証請求書		供託有価証券利証請求書	
請求年月日	年月日	受付番号	調査
供託所の表示	期合	期合番号	交付
代理人の印	年月日	年月日	元
(会社法人等番号(任意))			
(代理人に上記請求のときは、代贈人の住所名も記載します。)			
供託番号	有価証券名稱	枚数	総額
年度証券	年月	年月	円
年度証券	年月	年月	
年度証券	年月	年月	
		計	円
上記供託を認可する。			
上記供託を認可し大利証請求書一通を受取した。 又は 上記供託を受取した。			
年月日			
供託局	受取人氏名	年月日	
供託官	(代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名印)		□

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4用紙とする。

第三十二号書式（第42条第2項関係）交付申

第三十三号書式（第48条第2項関係）閲覧申

交付申請書	
請求番号	年度金(又は月)第号
供託金額(又は金合計)	円
上記の上より、供託期間第42条第1項の書面の交付を申請します。	
年月日	
申請人(供託者)	
住所	
氏名	
(会社法人等番号(任意))	
(印鑑証明書を交付するときは、印鑑が必要です)(委任による代贈人を除く。)	
証書用(地方法務局・文部省)印字	

第三十四号書式（第48条第2項関係）閲覧申

閲覧申請書	
閲覧の目的	(印鑑)
閲覧しようとする印鑑書類及びその部分	
上記の上より閲覧を申請します。	
年月日	
申請人(供託者)	
住所	
氏名	
(会社法人等番号(任意))	
(印鑑証明書を交付するときは、印鑑が必要です)(委任による代贈人を除く。)	
証書用(地方法務局・文部省)印字	

第三十四号書式（第49条第2項関係）
請書

第一号様式（第13条第1項関係）地代・家賃弁済金錢供託の供託書

第二号様式（第13条第1項関係）裁判上の保証及び仮差押・仮処分解放金の金銭供託の供託書

第三号様式（第13条第1項関係） 営業保証金の
金銭供託の供託書

第三十回出生式（第3・9回第2回脚）証明申請書
註用申請書
證明申請の目的 (別紙複数)
申請所を申請する事項
上記のとおり證明を申請します。
年　月　日
申請人（捺印者）
住所
氏名
(会員加入等番号) (注記) _____
○認証證明書を添付するときは、跡印が必要です(参考による代理人を除く。)
法務課 (地方法務課・支局) 謹申

第四号様式（第13条第1項関係）その他の金銭
供託の供託書

第五号様式（第13条第1項・第3項関係）裁判
上の保証のための有価証券供託又は振替国債供託
の供託書

第六号様式（第13条第1項・第3項関係）當業
保証のための有価証券又は振替国債供託の供託書

第七号様式（第13条第1項・第3項関係）その
他の有価証券供託又は振替国債供託の供託書

第八号様式（第13条第1項・第3項関係）供託
書（継続用紙・供託者）

This form is a continuation page for the holder of a trust certificate. It contains fields for the name and address of the holder, account number, and other administrative details.

第九号様式（第13条第1項・第3項関係）供託
書（継続用紙・被供託者）

This form is a continuation page for the trustee. It includes sections for the name and address of the trustee, account numbers, and other relevant information.

第十号様式（第13条第1項関係）供託書（継続
用紙・供託有価証券）

This form is a continuation page for a valuable security held in trust. It features a large table for listing securities, with columns for name, quantity, unit price, total value, and other details.

第十一号様式（第13条第1項・第3項関係）供
託書（継続用紙・その他）

This form is a continuation page for other items. It consists of a single large rectangular box for general notes or additional information.

